

ぜん そう さい

全相殺方式9割（一筆半損特約付）

- 全相殺方式9割（一筆半損特約付）は、JA等施設計量のデータまたは、税務申告書類をもとに基準収獲量の1割を超えて減少したときに共済金をお支払いすることができます。下記のお支払い例をご覧ください。
- また、一筆半損特約（一筆全損特約）の合計額と全相殺方式による共済金を比較して金額の高い方をお支払いします。

全相殺方式なら
5円/10aで特約を
プラス

| 掛金の目安 | 10a(1反)あたり290円（一筆半損特約付）(※4) | | | | |
|-------|-----------------------------|------|------|--------|--------|
| 引受面積 | 10a | 20a | 30a | 50a | 100a |
| 共済掛金 | 290円 | 580円 | 870円 | 1,450円 | 2,900円 |

| 共済金のお支払い例（例）引受面積50aの場合 | | | | | |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被害割合 | 10%被害 | 20%被害 | 30%被害 | 40%被害 | 50%被害 |
| 共済金見込 | 0円 | 5万円 | 10万円 | 15万円 | 20万円 |

地域インデックス方式9割（一筆半損特約付）

- 地域インデックス方式9割（一筆半損特約付）は、市町の統計データをもとに基準収獲量の1割を超えて減少したときに共済金をお支払いすることができます。下記お支払い例をご覧ください。
- また、一筆半損特約（一筆全損特約）の合計額と地域インデックス方式による共済金を比較して金額の高い方をお支払いします。

地域インデックス方式なら
25円/10aで特約を
プラス

| 掛金の目安 | 10a(1反)あたり130円（一筆半損特約付）(※4) | | | | |
|-------|-----------------------------|------|------|------|--------|
| 引受面積 | 10a | 20a | 30a | 50a | 100a |
| 共済掛金 | 130円 | 260円 | 390円 | 650円 | 1,300円 |

| 共済金のお支払い例（例）引受面積50aの場合 | | | | | |
|------------------------|-----|-----|-------|-----|--|
| 平年単収に対する割合 | 90% | 89% | 85% | 80% | |
| 共済金見込 | 0円 | 5千円 | 2万5千円 | 5万円 | |

(※4) 共済掛金及び一筆半損特約掛金は引受方式等によって金額が異なります。また、地域インデックス方式においては、耕作される地域により掛金異なります。

共済金額（補償額）の算出方法

| | |
|---------------------------|--|
| 全相殺方式、地域インデックス方式 半相殺方式 | [基準収獲量]×[補償割合]×[1Kgあたり共済金額] |
| 品質方式 | 基準生産金額の4割～共済限度額の金額の範囲で選択できます。 [共済限度額]=[基準生産金額]×[補償割合] |

共済金の算出方法

| | |
|---------------------------|--|
| 各方式 | |
| 全相殺方式、地域インデックス方式 半相殺方式 | [1Kgあたり共済金額]×[共済減収量] [共済減収量]=[基準収獲量]-[収獲量]-[基準収獲量]×[支払開始損害割合] ※地域インデックス方式は収獲量として、当年産の地域別統計単収を用います。 |
| 品質方式 | [(共済限度額)-[生産金額]]×[共済金額]÷[共済限度額] |

特例・特約

| | |
|--------|---|
| 一筆全損特約 | [(全損耕地減収量の合計)-{(全損耕地の耕地別基準収獲量の合計)×[全損耕地支払開始割合]}]×[1Kgあたり共済金額] |
| 一筆半損特約 | [(半損耕地減収量の合計)-{(半損耕地の耕地別基準収獲量の合計)×[半損耕地支払開始割合]}]×[1Kgあたり共済金額] |

・各方式の通常の共済金と一筆全損及び一筆半損による共済金を比較して、金額の高い方を支払います。

留意事項

1. 加入申込期限・掛金等払込期限

加入申込書の提出について、事業規程で定める期限**4月20日**（桑員支所、伊賀名張支所については、**5月20日**）までに提出をお願いします。

提出された加入申込書の引受内容等について確認し、お支払いいただく共済掛金等及び払込期限（**7月20日**）並びに納入場所を通知します。なお、正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となりますのでご了承ください。

2. 告知義務と通知義務

加入申込時には、申込内容について事実を正確に記載する「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、すでに事故が発生しているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に、記載された内容に変更があった場合は、遅滞なく組合へ通知する「通知義務」があります。このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 組合が共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合

4. 損害防止義務

共済加入者のみなさまには、水稻の通常の管理や、事故発生時又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと思われる額を差し引くことがあります。

5. 解除等における共済掛金等の取扱い

上記2、3、4の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

金融商品販売法に係る重要事項

農作物共済制度は、行政の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行い広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払ができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金の全額又は一部が支払われないこと、又は共済関係を解除することがあります。

- (1) 通常すべき肥培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合
- (2) 加入申込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合
- (3) 正当な理由がないのに、支払期限までに掛金が払い込まなかった場合
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等により不実の通知をした場合

また、組合の財政状況によっては、共済金としてお支払いする金額が削減されることがあります。 ※ご加入される方は、この重要事項をご了承いただいたうえ、加入申込書をご提出ください。

安心のネットワーク

NOSAI

お問い合わせ

三重県農業共済組合

〒514-0008 津市上浜町6-81-11

http://www.nosaimie.or.jp/

(3月31日まで) ☎059(228)5135

(4月1日から) ☎059(224)0505



桑員支所 〒511-0902 桑名市松ノ木4-7-89 ☎0594(33)1117

三河鈴亀支所 〒510-1233 三重郡菟野町菟野2255-1(3月31日まで) ☎059(327)5900

〒514-0008 津市上浜町6-81-11 2階(4月1日から) ☎059(224)0505

津支所 〒514-0008 津市上浜町6-81-11 2階 ☎059(224)0505

伊賀名張支所 〒518-0825 伊賀市小田町1380-1 ☎0595(24)2501

松阪飯多支所 〒519-2181 多気郡多気町相可1687-4 ☎0598(38)3331

伊勢地域支所 〒516-0804 伊勢市御園町長屋1221 ☎0596(28)3350

東紀州支所 〒519-4324 熊野市井戸町450-1 ☎0597(85)3821

令和4年産 水稻

農作物共済

三重県の農業者のみなさんへ



より広く、より深く、
農家のもとへ

「安心の未来」
拡充運動

安心のネットワーク
NOSAI 三重

令和3年産をもちまして『一筆方式』は廃止となりました

1筆ごとの被害に備え『**引受方式**』+『**一筆半損特約**』をお勧めします。

令和4年産より耕地ごとの補償から農業者ごと(統計データごと)の補償に変更されました。耕地1筆ごとの補償をご希望の場合、一筆半損特約を併せて申し込めば、5割以上の被害耕地についても共済金をお支払いすることができます。

下記の「一筆半損特約の例」をご覧ください。

一筆半損特約の例

耕地1筆ごとについて、5割以上の被害の場合

(例) 10a(1反)の耕地の場合^(※1)

全損被害の場合^(※2) 7万円のお支払い(目安)

5割以上の被害(全損除く)の場合^(※3) 2万円のお支払い(目安)



▶ 5割以上の被害(半損以上)が見込まれる例

- ◎ 獣害(猪、猿、鹿など)、虫害(ジャンボタニシ、トビイロウンカなど)
- ◎ 水害(河川の氾濫による冠水・埋没)
- ◎ 倒伏については耕地全体が地際まで倒伏し、かつ収穫まで1週間以上刈れずに穂発芽した場合など

上記のケース以外にも複数の共済事故が併発した場合など

(※1) 10a(1反)あたりの標準的な収量、単価の場合の金額です。
 (※2) 一筆全損特約は、予め全ての方式に付加されています。
 (※3) 一筆半損特約は、全ての方式に加入申込時に特約として申込むことができます。

農作物共済(令和4年産 水稻)のご案内

全収獲量の計量結果等を得られる農業者におすすめ

JAライセンスセンター・カンントリーエレベーター等での計量結果

| 引受方式 | 補償割合 | 農家負担掛金目安 | 共済金(支払額)目安 | | ポイント |
|-------------|---------------|----------|--|--------------------------|--|
| | | | 収獲量がなかった場合 | 収獲量が半分の場合 | |
| ぜんそうさい全相殺方式 | 9割 (8割・7割) | 290円 | 86,400円 | 38,400円 | <ul style="list-style-type: none"> 過去5ヶ年の施設計量結果等を基に基準収獲量を農家ごとに設定し引受。 9割～7割の補償で、施設計量結果等の資料から被害による減収量を農家ごとに補償する方式です。 |
| 品質方式 | 9割 (8割・7割) | 340円 | 85,700円 (基準生産金額95,250円、共済金額選択割合90%) | 36,700円 (生産金額49,000円) | <ul style="list-style-type: none"> 過去5ヶ年の検査数量等を基に生産金額を農家ごとに設定し引受。 9割～7割の補償で、検査数量等の資料から被害による減収量と品質低下による生産金額の減少を農家ごとに補償する方式です。 |

※ 税務申告書類より、計量結果等を把握できる場合もご加入頂けます。

どなたでもご加入いただける引受方式

| 引受方式 | 補償割合 | 農家負担掛金目安 | しくみ | ポイント |
|------------|---------------|----------|--|--|
| 地域インデックス方式 | 9割 (8割・7割) | 130円 | 地域の作況指数が低く、市町別統計単収が基準の1割～3割を下回った場合に支払対象となります。 個人の被害が反映されない場合 があるため、一筆半損特約の付加をおすすめします。 | <ul style="list-style-type: none"> 過去5ヶ年の統計データを基に基準単収を地域ごとに設定し引受。 9割～7割の補償で、統計データ等で被害による減収量を地域ごとに補償する方式です。 |

| 引受方式 | 補償割合 | 農家負担掛金目安 | 共済金(支払額)目安 | | ポイント |
|-------------|---------------|----------|------------|-----------|--|
| | | | 収獲量がなかった場合 | 収獲量が半分の場合 | |
| はんそうさい半相殺方式 | 8割 (7割・6割) | 240円 | 76,800円 | 28,800円 | <ul style="list-style-type: none"> 農家ごとの基準収獲量を基に引受。 8割～6割の補償で、現地調査で被害による減収量を農家ごとに補償する方式です。 |

※「計量結果等を得られる農業者」でも地域インデックス方式、半相殺方式でご加入頂けます。共済金・農家負担掛金については、10aあたりの標準的な収量、単価、掛金率、一筆半損特約有りの場合の金額です。

一筆全損特約について

- 一筆全損特約は、予め付加されています。各方式において最高補償割合を選択された場合、全損被害と認められた耕地に対して7割の補償を受けることができます。

一筆半損特約について

- 一筆半損特約は、わずかな掛金で加入申込時に特約として申込むことができます。
- 耕地ごとに5割以上の被害が認められた場合、2割(最高補償割合を選択の場合)の補償を受けることができます。
- 農家ごとの補償で共済金の支払い対象とならない場合でも補償を受けることができる特約です。

加入資格者

- 水稲と麦の耕作面積の合計が10a以上の農業者
- 全相殺方式及び品質方式は上記に加えて、過去5か年及び当年の収獲量を把握できる客観的資料(JA等計量結果、税務申告書類)が得られる農業者

共済責任期間・対象となる共済事故

【共済責任期間】
 移植期(直播の場合発芽期)から収穫期まで(収穫とは適期に刈り取ることをいいます。ほ場から搬出したものについては補償の対象外です。)
 ※申告を受けた被害耕地は現地確認を行いますので、被害申告は必ず収穫する前にお願ひします。

【対象となる共済事故】
 風水害、干害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び鳥獣害による収獲量の減少
 品質方式においては上記の被害に加えて品質の低下による生産金額の減少

風水害

獣害

虫害(ジャンボタニシ)

加入申込期限 掛金等払込期限

申込期限:**4月20日まで**
 (桑員支所、伊賀名張支所については、**5月20日まで**)
 払込期限:**7月20日まで**

※ 正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合には、共済関係の解除を行うこととなりますのでご了承ください。

掛金 危険段階別共済掛金率

農家負担額=[共済掛金]-([共済掛金]×[国庫負担割合])+賦課金
 共済掛金=[共済金額]×[共済掛金率]

- 農業者の負担を軽減するために、共済掛金の5割を国が負担します。
- 自動車保険と同様に共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が変動する仕組みになります。危険段階は「0」を中心に上下20区分ずつの41段階に区分されます。加入1年目は0区分が適用されます。

損害防止事業

加入された農業者には、鳥獣害対策・ジャンボタニシの防除の一部費用を助成します。
 詳細及び申請方法は、**裏面 問い合わせ先**までご連絡ください。

収入保険からのお知らせ

青色申告をされている農家の方は収入保険への加入をおすすめします。

- 自然災害はもちろん、収穫後の事故や価格低下も含め、販売収入の減少を広く補償します。
- 本人や共同作業者のケガや病気等、又は収穫後の運搬中・保管中に事故が発生した場合も補償します。

令和4年1月1日より収入保険に加入された方については、令和4年産農作物共済(水稻)に加入することはできません。
 法人の方は、農作物共済に加入後、令和4年より収入保険に移行される場合、収入保険への切り替えまでの期間の共済事故については事故発生通知を行っていただければ補償の対象とします。農作物共済の契約期間は事業年度開始までとし、共済掛金・事務費賦課金は全額返金されます。